

指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導研修

指定事業所等の実地指導について

2022年（令和4年）7月

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課
事業者指定・指導担当

**（１） 2021年度（令和3年度）
指定障がい福祉サービス事業所等
の实地指導の実施状況について**

2021年度（令和3年度） 実地指導件数

・ 障がい福祉サービス事業所等

事業区分		事業所数	実地指導事業所数	実施率
障がい福祉サービス	訪問系事業	78	3	4%
	日中活動系事業	131	22	17%
	居住系事業	102	16	16%
	相談支援事業	39	5	13%
障がい児通所支援		134	17	13%
計		484	63	13%

○実地指導の結果

指摘事項の区分	文書	口頭
人員に関する基準	1	3
従業者の員数	1	3
運営に関する基準	27	87
契約支給量の報告等		3
受給資格の確認		1
サービスの提供の記録	2	
指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払いの範囲等		2
利用者負担額等の受領	1	
給付費等の額に係る通知等	3	
計画の作成	7	16
生産活動・就労	1	
工賃の支払・賃金		6
緊急時等の対応		6
運営規程		6
勤務体制の確保等	4	24
非常災害対策		2
衛生管理等	1	5
掲示		7
秘密保持等		1
苦情解決	3	2
事故発生時の対応		3
会計の区分	3	2
記録の整備		1
虐待の禁止	2	
変更の届出等	3	13
給付費の算定及び取扱い	4	9
その他(虐待案件)	13	
計	48	112

○実地指導の結果（概要）

	項目	指摘事項
す 人員 る 基 基 準 に 関 関	従業者の員数	サービス提供日においては、人員基準を下回ることはないよう職員を適正に配置すること。
	契約支給量の報告等	契約の変更時や終了時には契約内容報告書を市に提出すること。
運 営 に 関 す る 基 準	サービスの提供の記録	サービスを提供した際は、提供日や提供時間を支援の都度記録に残すこと
	給付費等の額に係る通知等	法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に当該給付費の額を通知すること。
	計画の作成	児童発達支援管理責任者（サービス管理責任者）は、個別支援計画の作成に係る会議の記録を保存すること。
	工賃の支払・賃金	指定就労継続B型事業者は、工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。
	緊急時等の対応	緊急時等の対応、非常災害、衛生管理、苦情対応、事故発生時の対応など各種のマニュアルを事業所に備え付けること。
	運営規程	運営規程に定める「利用者から受領する費用の種類や額」が実態と異なるため、運営規程を変更すること。
	勤務体制の確保等	勤務実績の記録がない従業者がいるため、記録に残すこと。 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。 利用者の人権擁護・虐待の防止等のための研修を実施すること。

項目		指摘事項
運営に関する基準	衛生管理等	衛生管理マニュアルを整備すること。
	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
	苦情解決	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録すること。
	事故発生時の対応	サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市へ報告すること。
	会計の区分	事業ごとに会計を区分すること。
変更の届出等	従業員数の変更など、運営規程の内容に変更があった際は、10日以内に市へ届け出ること。	
給付費の算定及び取扱い		関係機関連携加算（1）を取得する場合は、関係機関との会議や連絡調整等を行った際に個別支援計画に反映させるべき内容を記録すること。
		欠席時対応加算については、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能となる。また障がい児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行う必要がある。当該算定要件を満たしていない場合には、過誤調整により返還すること。また、相談援助を行った場合には、当該障がい児の状況、相談援助の内容等を記録すること。
その他		施設外就労について、基本報酬を算定する場合には、必要な要件を満たすこと。
		虐待事案について、その状況を検証するとともに再発防止に努めること。併せて、その状況を報告すること。